

令和6年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和6年8月21日

駿東伊豆消防組合議会

令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[8月21日(水)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第1号から議第11号までの 9件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	23
7 閉会の宣告	23

令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月21日	水	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号～報第3号、認第2号、議第7号～議第11号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 4 認第 2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議第 7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）
- 6 議第 8号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）
- 7 議第 9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について
- 8 議第 10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 9 議第 11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和6年8月21日（水）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	虫 明 弘 雄	2番	三 好 陽 子
3番	鈴 木 晴 範	4番	田 代 稔
5番	山 田 豪 彦	6番	浅 田 藤 二
7番	小 泉 宣 子	8番	小 澤 隆
9番	佐 藤 周	10番	杉 本 一 彦
11番	天 野 佐代里	12番	野 田 哲 郎
13番	飯 田 安 雄	14番	内 山 慎 一
15番	黒 須 淳 美	16番	久保田 吉 光
17番	植 松 恭 一	18番	梶 泰 久

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	頼 重 秀 一	副管理者	仁 科 喜世志
副管理者	小 野 達 也	消 防 長	安 立 和 弘
消防部長	今 井 将一朗	警防部長	荻 島 正 己
企画課長	玉 川 稔	総務課長	石 井 安
予防課長	大 塚 康 弘	警防課長	廣 瀬 光 晴
救急課長	高 木 智 仁	通信指令 課 長	大 嶽 泰 久

第一方面

本部長兼

沼津南

消防署長

石川芳之

第二方面

本部長兼

田方中

消防署長

鈴木秀康

第三方面

本部長兼

伊東

消防署長

増田幸宏

会計室長

後藤寿雄

○議会事務担当職員

書記長

山田純也

書記

岩崎孝充

書記

中井和磨

○議事日程

令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和6年8月21日（水曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 会期の決定
 - 第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
 - 第5 報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
 - 第6 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第7 認第2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
 - 第8 議第7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）
 - 第9 議第8号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）
 - 第10 議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について
 - 第11 議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
 - 第12 議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
 - 第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（梶 泰久）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梶 泰久）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

3番 鈴木晴範議員、12番 野田哲郎議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（梶 泰久）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和6年1月から6月までの定例検査結果報告が、監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和6年上半期の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（梶 泰久）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（梶 泰久）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 植松恭一議員。

○17番議員（植松恭一）

令和6年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、梶泰久議長に御出席をいただき、開催いたしました。その概要について御報告を申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が9件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、

報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、認第2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）、議第8号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）、議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について、議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしましては、議会運営委員会の閉会中の継続調査について、御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（梶 泰久）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第11号までの9件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梶 泰久）

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第12 議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてまで、以上9件を一括議題といたします。

この9件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第1号、報第2号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定

の専決処分について、御報告するものであります。

次に、報第3号の案件につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告について、御報告をするものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、財産の取得（追認）について、御議決をお願いするものであります。本件につきましては、令和5年度の財産取得において、本来は議会の議決に付すべきところ、これを経ずに財産を取得してしまったもので、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このような事態が繰り返されないよう、再発防止策を講ずるよう、指示を出したところでございます。大変申し訳ございませんでした。

次に、議第8号の案件につきましては、財産の取得について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第9号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第10号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第11号の案件につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○警防部長（荻島正己）

それでは、報第1号及び報第2号につきましてはの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に御報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和6年2月27日、沼津市上香貫大洞1840番地の3において、本消防組合職員の運転する公用車が、付近の火災現場からの引揚時に、損害賠償の相手方所有の下水道の蓋の上を通過し、当該蓋を損傷させた事故で、損害賠償額6,234円をもって示談が成立したため、令和6年5月2日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に御報告するものであります。

内容につきましては、議案書7ページ並びに議案資料の2ページを併せてお開きください。

令和6年5月25日、沼津市沼北町二丁目4番26号において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の排水枡の蓋の上を通過し、当該蓋を損傷させた事故で、損害賠償額7,700円をもって示談が成立したため、令和6年7月2日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号及び報第2号につきましての提案理由の補足説明を申し上げました。

○消防部長（今井將一朗）

それでは、報第3号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明いたします。

本案は、令和5年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものであります。

内容といたしましては、10ページの令和5年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

3款1項消防費の消防車両整備事業を繰り越したもので、財源として地方債などを充てるものであります。

これは、令和5年度に納入予定であった水槽付消防ポンプ自動車1台が、新型コロナウイルス感染拡大に起因する部品調達の遅れに伴い、納入が次年度に遅延した

ことにより、令和6年度に繰越して支出するものになります。

以上で、報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を終わります。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

認第2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を読み上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出。駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 頼重秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和5年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の60億 1,393万円。

2 款使用料及び手数料604万5,080円。1 項使用料111万1,840円、2 項手数料 493万 3,240円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の 3,000万円。

5 款財産収入658万9,886円。1 項財産運用収入389万3,786円、2 項財産売払収入269万6,100円。

6 款寄附金、1 項寄附金ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の 4,415万円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の 1 億2,215万1,771円。

9 款諸収入2,337万358円。1 項預金利子6万 4,031円、2 項雑入2,330万6,327円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額 2 億 4,250万円。

歳入合計は、64億8,873万7,095円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の84万 9,623円。

2 款総務費 1 億5,169万6,860円。1 項総務管理費 1 億5,142万1,196円、2 項監査委員費27万 5,664円。

3 款消防費、1 項消防費、款項同額の60億1,038万9,843円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の 2 億 2,480 万 5,305 円。

5 款予備費、1 項予備費ゼロ。

歳出合計は、63 億 8,774 万 1,631 円。

歳入歳出差引残額は、1 億 99 万 5,464 円となりました。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。

令和 5 年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の 60 億 1,393 万円。1 節共通経費負担金 16 億 5,292 万 4,000 円、2 節個別経費負担金 42 億 3,263 万円。各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。3 節その他経費負担金 1 億 2,837 万 6,000 円。これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2 款使用料及び手数料、収入済額 604 万 5,080 円。2 款 1 項 1 目総務使用料、1 節施設目的外使用料、目節同額の 111 万 1,840 円、2 款 2 項 1 目消防手数料、1 節消防手数料、目節同額の 493 万 3,240 円。これは、手数料条例に基づくものが主なものであり、危険物施設の許可及び完成検査等が 298 件、煙火の消費許可が 56 件であり、これらの手数料となります。

3 款 1 項国庫補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金ゼロ。

5 ページから 8 ページにかけましての、4 款 1 項県補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金、目節同額の 3,000 万円。

5 款財産収入、収入済額 658 万 9,886 円。5 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節建物貸付収入、目節同額の 381 万 4,636 円。これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。5 款 1 項 2 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金、目節同額の 7 万 9,150 円。これは、基金を定期預金として運用したことによる利子収入であります。5 款 2 項 2 目物品売払収入、1 節物品売払収入、目節同額の 269 万 6,100 円。これは、小型動力ポンプ付水槽車 1 台、水槽付消防ポンプ自動車 1 台などの車両の売払いによるものであります。

6 款 1 項 1 目消防費寄附金、1 節一般寄附金ゼロ。

7 款 1 項 1 目基金繰入金、1 節基金繰入金、目節同額の 4,415 万円。

9 ページ、10 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金、目節同額の 1 億 2,215 万 1,771 円。

9 款諸収入、収入済額 2,337 万 358 円。9 款 1 項 1 目預金利子、1 節預金利子、目

節同額の6万4,031円、9款2項1目雑入、1節雑入、目節同額の2,330万6,327円。

10款1項1目組合債、1節組合債、目節同額の2億4,250万円。これは、小型動力ポンプ付水槽車1台、消防ポンプ自動車2台、消防指揮車1台、高規格救急自動車3台の購入、また、田方北消防署の仮眠室個室化修繕に係る経費等の起債が主なものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入の合計につきましては、64億8,873万7,095円となりました。

次に、13ページ、14ページ、及び別冊令和5年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、付属資料の13ページからを、併せてお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1款1項1目議会費。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和5年度の開催状況は、定例会2回、臨時会1回を開催しまして、決算額は、前年度比6万7,524円減の84万9,623円となりました。

付属資料は、15ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費1億5,142万1,196円。

組合管理事業は、本組合全般の円滑な運営を図るための事業で、人事給与システムの運営や組合例規集の更新の他、管理者等への報酬及び顧問弁護士に対する顧問料など、総務関係業務全般に係る経費を支出し、決算額は、前年度比194万452円増の705万6,262円となりました。増額の主な要因といたしましては、人事給与サーバ等整備賃借及び例規管理システムの運用を開始したことによるものであります。

次に、付属資料15ページ下段からの組合運営事業は、本組合の財務関係及び企画・広報関係に係る業務を、適切に運営するための事業で、財務会計システムや本組合ホームページの運営に必要な経費を支出し、決算額は、前年度比92万9,570円増の311万460円となりました。増額の主な要因は、令和4年度末に財務会計システムのサーバ等の機器を更新整備し、賃貸借としたことによるものであります。

次に、付属資料16ページ中段からの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は前年度比987万4,701円増の3,295万8,553円となりました。増額の主な要因は、組合で利用していたネットワークサービスが令和6年1月に終了することとなったため、新たな

ネットワークサービスへの回線切替業務を実施したことによるものであります。

次に、付属資料17ページから22ページまでの、消防基金積立事業及び負担金返還事業は、令和4年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金の返還を行う事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおりとなっております。

付属資料23ページ、24ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費。

監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2人の方が監査委員に選任されております。定期監査を11月、定例検査を毎月1回、決算審査を7月に行い、決算額は、前年度比2万9,944円増の27万5,664円となりました。

決算書は15ページ、16ページ、付属資料は、25ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費52億118万398円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、本組合職員に係る人件費を、適正に管理及び執行するための事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおりであります。給与支給事業全体の決算額といたしましては、前年度比1億2,804万9,784円増の51億258万7,433円となりました。増額の主な要因といたしましては、人事院勧告に伴い、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例改正が行われたことによるものであります。

次に、付属資料29ページ下段からの職員管理事業は、本組合の人事管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のためのワクチン接種などを実施しており、決算額は、前年度比45万2,103円減の2,185万3,932円となりました。減額の主な要因といたしましては、消防研究センター派遣職員が消防研究センター職員住宅に入居することとなり、派遣職員用住居の借上の必要がなくなったことによるものであります。

次に、付属資料31ページ中段からの職員研修事業は、職員の資質の向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、前年度比670万9,311円増の2,753万8,398円となりました。増額の主な要因といたしましては、静岡県消防学校初任科や救急救命士養成のための研修所に、前年度より多くの職員を派遣したことによるものであります。

次に、付属資料34ページの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づ

き、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、前年度比312万425円増の 4,920万635円となりました。増額の主な要因といたしましては、防火服の仕様変更による単価の上昇、支給品、貸与品の物価が上昇したことによるものであります。

付属資料35ページを御覧ください。

3款1項2目消防運営費 2億276万8,518円。

消防本部・消防署所運営管理事業は、消防本部及び消防署所における円滑な運営を行うための事業で、事務費のほか、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なもので、決算額は前年度比836万1,025円減の 1億2,598万9,162円となりました。減額の主な要因といたしましては、電気料の単価が下落したことなどによるものであります。

次に、付属資料36ページをお開きください。

消防長会他関係事業は、制度及び財政の研究、情報の交換など、消防行政に係る幅広い分野の研修や訓練に参加し、消防職員の資質向上を図るための事業で、各種研修や訓練に参加する経費が主なもので、決算額は、前年度比174万1,989円増の 402万1,769円となりました。増額の主な要因といたしましては、令和5年8月に北海道で開催された全国消防救助技術大会に出場したことによるものであります。

次に、付属資料36ページ下段からの、消防指令センター運営管理事業は、消防指令センターを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や指令システムに係る通信運搬費が主な経費で、決算額は前年度比219万7,849円減の 4,224万7,338円となりました。減額の主な要因といたしましては、電気料の単価が下落したことなどによるものであります。

次に、付属資料37ページを御覧ください。

救急ワークステーション運営管理事業は、救急ワークステーションを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や電話通信料などが主な経費で、決算額は、前年度比37万 8,075円減の 119万5,070円となりました。減額の主な要因といたしましては、消耗品費や印刷製本費などを按分して本事業で支出していた経費を、総務課へ移管したことによるものであります。

次に、予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するための事業で、火災原因調査用品や住宅防火対策の推進を促す各種リーフレット作成に係る経費、電子申請システム使用料が主なもので、決算額は、前年度比126万3,719円増の 358万2,326円となりました。増額の主な要因といたしましては、電子申請システムを導入したことによるものであります。

次に、付属資料38ページ中段からの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会に伴う負担金に加え、消防車両用携帯電話の通信運搬費及び警防本部機能強化のための機械器具費が主なもので、決算額は、前年度比13万 878円増の264万9,879円となりました。増額の主な要因といたしましては、現場活動隊員の技術向上のため、多岐にわたる訓練や研修を実施したことによるものであります。

次に、付属資料39ページの消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や応急手当普及啓発を図るため、応急手当指導員報償金や応急手当普及啓発に係る経費、救急隊員の研修などに伴う旅費や負担金等の経費が主なもので、決算額は、前年度比40万 3,379円増の1,345万571円となりました。増額の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、応急手当普及講習の回数が増え、応急手当指導員報償金が増加したことによるものであります。

次に、付属資料40ページの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするための事業で、実際の出動に要する経費及び訓練に要する経費が主なもので、決算額は前年度比 921万67円増の963万2,403円となりました。増額の主な要因といたしましては、令和6年能登半島地震発生に伴い、緊急消防援助隊の出動要請により、令和6年1月1日から令和6年1月21日までの間、55隊、190人の隊員を石川県珠洲市に派遣したことによるものであります。

決算書17ページ、18ページ、付属資料は41ページをお開きください。

3款1項3目消防施設費6億644万927円。

田方消防庁舎整備事業は、田方消防庁舎を更新する上で必要な建物の解体及び建築をするための事業で、調査や建築設計、解体、建築工事に係る経費が主なもので、決算額は、前年度比95万 7,000円皆増の95万 7,000円となりました。増額の主な要因といたしましては、田方訓練場庁舎の解体・建築に係る調査・建築設計業務を実施したことによるものであります。

次に、消防庁舎維持管理事業は、各署所等の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応等の機能を維持するための事業で、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費などが主な経費で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書備考欄に記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額の合計は、前年度比335万6,013円増の7,974万2,423円となりました。増額の主な要因

といたしましては、田方消防庁舎維持管理事業において、田方北消防署仮眠室エアコン取替修繕及び田方北消防署東側階段室雨漏り修繕などを実施したことによるものであります。

次に、付属資料46ページの消防本部・消防署所警防施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両や資機材を適正に維持管理するための事業で、消防車両や資機材の修繕、検査などが主な経費で、決算額は、前年度比854万1,794円増の8,622万7,780円となりました。増額の主な要因といたしましては、はしご付消防自動車オーバーホールに伴う整備を実施したことによるものであります。

次に、付属資料46ページ下段からの消防本部救急施設管理事業は、救急資器材を適正に維持管理するための事業で、救急業務に係る消耗品、酸素充填、救急資器材の点検及び賃借料が主な経費で、決算額は、前年度比347万8,817円減の2,981万1,428円となりました。減額の主な要因といたしましては、AED、半自動除細動器及び自動心マッサージ器の長期継続契約が終了したことによるものであります。

次に、付属資料47ページの消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するように維持管理するための事業で、指令システム、無線システム保守点検委託料が主な経費で、決算額は、前年度比255万4,269円減の8,669万1,950円となりました。減額の主な要因といたしましては、令和4年度に実施した指令・無線システムの改修に伴い、改修した機器が保証期間であったことによるものであります。

次に、付属資料48ページの消防車両整備事業は、各種消防車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和5年度は、水槽付消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付水槽車1台、消防ポンプ自動車1台及び消防指揮車1台を更新整備したもので、決算額は前年度比7,033万1,828円増の2億161万5,978円となりましたが、車両整備計画に基づいた事業執行となっております。

次に、付属資料49ページの救急車両整備事業は、救急車両を計画的に更新し、住民の安全を確保するための事業で、令和5年度は、老朽化した高規格救急自動車3台を更新したもので、決算額は、前年度比171万6,828円減の6,292万6,431円となりました。減額の主な要因といたしましては、オゾン発生器及び搬送用資器材を補助金の適用となる更新救急車用資器材に含めたことによるものであります。

次に、付属資料49ページ下段からの消防資機材整備事業は、火災、救助等の活動に係る各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図るための事業で、主に消防用ホース、高圧空気容器、空気呼吸器、熱画像直視装置などを整備し

たもので、決算額は、前年度比56万7,760円増の3,101万287円となりました。増額の主な要因といたしましては、隊員の安全管理面の充実を図る目的として、熱画像直視装置などを各署所に配備したことによるものであります。

次に、付属資料51ページの救急資器材整備事業は、救急資器材を計画的に増強及び更新し、救急業務の充実強化を図るための事業で、主に高規格救急自動車の積載資器材を整備したもので、決算額は、前年度比631万3,890円増の2,745万7,650円となりました。増額の主な要因といたしましては、各消防署所及び消防車両に積載するAED35式の長期継続契約によるものであります。

次に、付属資料52ページをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子。

元金償還事業及び利子償還事業は、本組合の車両等の公債費の元金及び利子を償還するための事業であり、また、田方消防元金償還事業及び田方消防利子償還事業は旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が9,434万2,332円、田方消防元金償還事業が1億2,544万4,723円、利子償還事業が209万2,335円、田方消防利子償還事業が292万5,915円となりました。

なお、付属資料の52ページから58ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しており、58ページ上段の表のとおり、令和5年度末現在高は、本組合分が合計15億2,464万5,000円、旧田方地区消防組合分が合計4億3,966万1,000円となっております。

5款予備費につきましては、239万4,000円の予備費充用を行った結果、260万6,000円を不用額として決算いたしました。

次に、決算書19ページ、20ページにまいりまして、歳出の合計は、63億8,774万1,631円となり、不用額は、1億1,039万6,369円となりました。

次に、決算書の21ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額64億8,873万7,000円、2 歳出総額63億8,774万2,000円、3 歳入歳出差引額1億99万5,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源は、590万5,000円、5 実質収支額は、9,509万円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書の22ページからを御覧ください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっており、他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けております。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

次に、決算書の24ページを御覧ください。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高8,645万6,049円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金2,451万1,211円を積み立て、3,396万4,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は7,700万3,260円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高3,725万2,798円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,991万3,777円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は5,716万6,575円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高6,913万5,727円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金2,709万3,843円を積み立て、95万7,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は9,527万2,570円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高3,135万7,149円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金555万8,234円を積み立て、922万9,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は、2,768万6,383円となっております。

以上で、認第2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

続きまして、議案書の15ページ及び議案資料の3ページ、4ページを併せてお開きください。

議第7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）について御説明いたします。

本案は、令和5年度に高規格救急自動車3台を更新したことに伴い、積載する救急資器材を更新し、財産を取得したものでありますが、「駿東伊豆消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に該当し、本来は議会に付すべきところ、これを経ずに取得したものでありますことから、当該財産の取得に係る契約事務の有効性を確保するため、追認の議決を得ようとするものであります。

令和5年度更新した3台の高規格救急自動車に積載する資器材につきましては、

昨年6月27日に指名競争入札を執行し、6月30日に、契約金額2,096万4,900円で、協和医科器械株式会社沼津支店と契約を締結したところであります。

本件は、予定価格が2,000万円以上の財産の取得となるため、本来、落札業者と仮契約を締結し、本組合議会の議決を得てから本契約とするところでしたが、大変遺憾ながら議会の議決を得ずに契約を締結してしまつたものであります。

このため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。

本法令に基づく行政を推進するべき立場でありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいましたことは、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。また、今後こうしたことが二度と繰り返されないように、再発防止に万全を期してまいる所存でありますので、どうぞよろしく御審議の上、御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上で、議第7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、報第3号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

○警防部長（荻島正己）

次に、議第8号の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の17ページ及び議案資料の5ページをお開きください。

議第8号 財産の取得について御説明いたします。

本案は、令和6年度に高規格救急自動車3台の更新に伴い、積載する救急資器材を更新し、財産を取得するものであります。

本件は、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、「駿東伊豆消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、組合議会の議決を得るべき財産の取得に該当していることから議会の議決を経て本契約を締結するものであります。

以上で、議第8号 財産の取得についての御説明を終わります。

○消防部長（今井將一朗）

それでは、議第9号から議第11号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の19ページ及び議案資料の6ページの新旧対照表を併せてお開きください。

議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、改正地方自治法の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要

の改正を行うものであります。

監査委員条例第6条において、地方自治法「第243条の2」を引用していたところ、改正法においては当該規定が「第243条の2の8」に改められたため、本条例においても同様に改めるものであります。

以上で、議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の21ページ及び議案資料の7ページの新旧対照表を併せてお開きください。

議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、改正地方自治法及び改正地方自治法施行令の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、地方自治法を引用している第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

また、地方自治法施行令を引用している第2条中「地方自治法施行令第173条第1項第1号」を「地方自治法施行令第173条の4第1項第1号」に改めます。

なお、附則といたしまして、施行日を、公布の日とするものであります。

以上で、議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,579万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,433万7,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、24ページ、25ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、26ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

28ページ、29ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目市町負担金、1 節共通経費負担金、1 の沼津市に27万 1,000円、2 の伊東市に10万 5,000円、3 の伊豆市に7万 7,000円、4 の伊豆の国市に9万 8,000円、5 の函南町に6万 8,000円、6 の東伊豆町に3万 4,000円、7 の清水町に6万 2,000円、合計71万 5,000円を追加し、市町負担金の総額を61億 9,574万円といたします。

これは、令和6年度の児童手当法の一部改正及び税制改正により定額減税制度が導入されたことに伴い、本組合で導入している人事給与システムにおいて、システム改修が必要になったものであります。

次に、8 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金、1 の共通経費分繰越金に2,939万 1,000円、2 の沼津市繰越金に2,344万8,000円、3 の伊東市繰越金に1,093万 5,000円、4 の田方繰越金に1,915万8,000円、5 の東伊豆町繰越金に355万9,000円、6 の清水町繰越金に859万3,000円の合計9,508万4,000円を追加し、繰越金の総額を9,509万円といたします。

これは、前年度予算の剰余金のうち、共通経費及び個別経費である伊東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

30ページ、31ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目組合管理費、12 節委託料、1 の組合管理事業に71万 5,000円を追加し、22 節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、10 の沼津市負担金返還事業に2,344万8,000円、13 の清水町負担金返還事業に859万3,000円を追加し、24 節積立金、4 の共同消防基金積立事業に2,939万1,000円、6 の伊東市消防基金積立事業に1,093万5,000円、7 の田方消防基金積立事業に1,915万8,000円、8 の東伊豆町消防基金積立事業に355万9,000円の合計9,579万9,000円を追加し、組合管理費の総額を1億 3,657万円とするものであります。

以上で、議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、議第9号から議第11号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梶 泰久）

当局の説明が終わりました。

ここで、令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

天野佐代里監査委員。

○監査委員（天野佐代里）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、決算書並びに関係帳簿及び証票書類の審査を、令和6年7月9日に、駿東伊豆消防本部にて、鶴飼代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

令和5年度歳入歳出決算において、歳入総額は、64億8,873万7,095円、歳出総額は、63億8,774万1,631円、歳入歳出差引額は、1億99万5,464円でございます。

令和5年度の主な事業としては、清水町消防署に水槽付消防ポンプ自動車を、沼津北消防署原分署に小型動力ポンプ付水槽車を、伊東消防署に消防ポンプ自動車を、田方中消防署に消防指揮車を配備し、高規格救急自動車3台の更新も行いました。これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識しております。

また、田方北消防署の女性用仮眠室を個室化し、女性消防士がさらに活躍できるように環境改善に取り組んだことも確認いたしました。

組合会計は、構成市町からの負担金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、今後、なお一層の健全で良好な予算執行及び事務処理に努めていただくよう、お願いしました。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火災災害等に備えるため、防災・減災、国土強靱化の取り組みを進めることが重要であり、国民の生命・財産を守る消防の果たす役割は益々増大しています。

本組合においても、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域に位置している庁舎もあることから、今後、移転等を含めた対応について、検討していただきたいと思うところであります。

結びに、発足から8年間の執行実績を踏まえ、創意工夫により、さらなる地域住民の安全・安心を確保するため、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げます。決算審査の報告とさせて

いただきます。以上でございます。

○議長（梶 泰久）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第1号、2号、3号、認第2号、議第7号、8号、9号、10号、11号、以上9件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号、2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、報第3号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第2号、議第7号、8号、9号、10号、11号、以上6件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）（追認）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

次に、議第8号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第8号 財産の取得について（更新高規格救急自動車救急資器材）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は可決されました。

次に、議第9号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第9号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第9号は可決されました。

次に、議第10号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第10号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は可決されました。

次に、議第11号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。
採決いたします。

議第11号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決
いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（梶 泰久）

次に、日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたし
ます。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長
から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査
として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いた
しました。

○議長（梶 泰久）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（梶 泰久）

これをもって、令和6年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時4分 閉会

○地方自治法第 123条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 21 日

議 長 梶 泰 久

議 員 鈴 木 晴 範

議 員 野 田 哲 郎